

第62回長崎大学学長選考会議議事要旨

- 1 日 時 令和4年1月17日(月) 15:27~16:00
- 2 場 所 長崎大学事務局第3会議室(一部委員は執務室等からwebで出席)
- 3 議 事

(1) 学長選考・監察会議委員の人数について

議長から、学長選考・監察会議委員の人数について、理事は教育研究評議会において選出された場合のみ委員となることとできることとなったことから、前回開催の学長選考会議において、教育研究評議会での委員の選出方法の議論を踏まえて検討することとなった旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事(総務担当)から、資料2に基づき、教育研究評議会での選出方法について以下のとおり説明があり、審議の結果、多様な委員の意見を集約し会議を運営する観点から、教育研究評議会及び経営協議会から選出する委員の人数はそれぞれ7名とすることが了承された。

- 理事の取扱いについて、理事を選出の対象とするが、人数に上限を求める。
- 学長選考会議において教育研究評議会から選出する委員の総数が、「7名とされた場合は、理事2名以内まで」又は「6名とされた場合は、理事1名以内まで」
- 令和4年4月開催の教育研究評議会において委員全員を選出する。

(2) 長崎大学学長選考会議規則等の一部改正について

議長から、長崎大学学長選考会議規則等の一部改正について、国立大学法人法の改正に伴い、これまでに本会議において検討した結果を反映した規則の改正となる旨の説明があった。

続いて、議長の求めにより、学内委員である理事(総務担当)から、資料3-1に基づき、「長崎大学学長選考会議規則」、「長崎大学学長任期規則」、「長崎大学学長候補者の選考に関する規則」及び「長崎大学学長の解任に関する規則」の改正について、全ての規則において学長選考会議の名称を「学長選考・監察会議」とすること及び「長崎大学学長選考会議規則」において議事(1)を反映した学長選考・監察会議の組織とすることの説明があり、審議の結果、了承された。

引き続き、理事(総務担当)から、資料3-2に基づき、「国立大学法人長崎大学基本規則」の改正(抜粋)について、以下のとおり、監事の体制が強化されるとともに学長選考・監察会議の権限も追加されることについて説明があり、審議の結果、了承された。

- 監事は、学長に不正行為や法令違反等があると認めるときは、学長選考・監察会議に報告することとなったこと。
- 学長選考・監察会議は監事から報告を受けたとき又は学長の解任要件に該当するおそれがあると認めるときは、学長に職務の執行状況について報告を求めることとなったこと。

以 上